

平成26年第1回葛城市議会臨時会会議録

1. 開会及び閉会 平成26年6月13日 午前10時00分 開会  
午後 0時14分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

2番 内野悦子	3番 川村優子
4番 西川朗	5番 増田順弘
6番 岡本吉司	7番 朝岡佐一郎
8番 西井覚	9番 藤井本浩
10番 吉村優子	11番 阿古和彦
12番 赤井佐太郎	13番 下村正樹
14番 西川弥三郎	15番 白石栄一

欠席議員1名 1番 吉武昭博

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山下和弥	副 市 長	杉岡 富美雄
教 育 長	大西正親	総 務 部 長	山本 眞義
企 画 部 長	吉村孝博	市民生活部長	芳野 隆一
都市整備部長	生野吉秀	都市整備部理事	土谷 宏巖
産業観光部長	河合良則	保健福祉部長	山岡 加代子
教 育 部 長	田中茂博	上下水道部長	川松 照武
会 計 管 理 者	邨田康司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺田 馨	書 記	中井 孝明
書 記	山岡 晋		

6. 会議録署名議員 2番 内野悦子 15番 白石栄一

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 報第2号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について

日程第4 報第3号 平成25年度葛城市一般会計継続費繰越計算書の報告について

- 日程第5 報第4号 平成25年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 報第5号 平成25年度葛城市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（葛城市税条例の一部を改正することについて）
- 日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて）
- 日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度葛城市一般会計補正予算（第5号）について）
- 日程第10 発議第6号 吉武昭博議員に対する辞職勧告決議について

開 会 午前10時00分

**西川議長** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、平成26年第1回葛城市議会臨時会を開会いたします。

なお、報道関係者から写真撮影の申し出が出ております。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定いたしました。

本日、平成26年第1回臨時会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、多用、多忙の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本臨時会も議員各位の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願い申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。

本臨時会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第3から日程第9の7議案であります。なお、日程第10、発議第6号議案については議員提出議案であります。議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

続きまして、閉会中に開催されました常任委員会の審査状況について、委員長より報告を願います。

厚生文教常任委員会委員長より報告を願います。

8番、西井覚君。

**西井厚生文教常任委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中の継続審査の審査状況についてご報告申し上げます。

委員会は平成26年4月9日に開催し、審査をいたしております。委員会では、葛城市学校給食センターについて、理事者側から前回3月14日に開催した委員会以降の事業の進捗状況として、3月31日には造成工事の竣工検査を無事終えたという報告があり、続いて、これまでの委員会において委員各位から出された再生可能エネルギーの利用や、セキュリティ面の対応を初めとしたさまざまな意見や要望について、今回の設計の中にどのように反映されているかの説明を受けました。また、今後の建設工事のスケジュールについては、4月中旬ごろに入札公告を行い、6月初旬には入札の執行を行いたいとの考えでいるという説明がありました。

最後に、本委員会としては、今回説明のあった設計内容で給食センター建設に向け、事業を推進することを承諾し、委員会を閉会いたしました。

以上で、厚生文教常任委員会の閉会中の継続審査の報告といたします。

**西川議長** これで、閉会中に開催されました常任委員会の審査状況の報告を終わります。

報告事項は以上でございます。

ここで、山下市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

市長。

**山下市長** 皆様、おはようございます。臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成26年第1回葛城市議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位

におかれましては、ご多忙の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

本臨時会の招集につきましては、地方自治法第102条第3項の規定に基づきまして、招集をさせていただいたところでございます。提案をいたします案件につきましては、報告案件4件、承認案件3件の、計7件となっております。詳細につきましては提案時に内容説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

甚だ簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

**西川議長** これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番、内野悦子君、15番、白石栄一君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議を願っておりますので、運営委員長から報告を願います。

12番、赤井佐太郎君。

**赤井議会運営委員長** おはようございます。平成26年第1回葛城市議会臨時会の開会に当たり、去る6月9日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

まず、議事日程及び審議方法についてでございます。

日程第3、報第2号につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、法の規定により質疑のみを行います。

次に、日程第4、報第3号から日程第6、報第5号までの報告案件3議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行います。こちらにつきましても、法の規定により質疑のみといたします。

次に、日程第7、承認第1号議案から日程第9、承認第3号議案までの3議案につきましては、専決処分の承認でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。

最後に、日程第10、発議第6号議案につきましては、議員提出議案でございます。上程し、提案者の内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決までお願いいたします。

なお、会期については本日6月13日、一日といたします。

以上、報告といたします。皆様のご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**西川議長** ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本臨時会の会期は本日一日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、運営委員長からの報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、報第2号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

本件につき、提出者の説明を求めます。

副市長。

**杉岡副市長** 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま報第2号で上程いただきました平成25年度の葛城市土地開発公社の経営状況の報告につきまして、お手元に配付いたしております平成25年度葛城市土地開発公社経営状況報告書に基づきまして、ご説明申し上げます。

なお、皆様方のお手元に、平成25年度中に取得いたしました資産、あるいは売却資産の位置図、平成25年度末保有総資産の位置図等を配付いたしておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

それでは、報告書の2ページをごらんください。平成25年度葛城市土地開発公社事業報告書の概要でございます。本年度の事業収支は、収益的収入で6,111万6,696円、収益的支出で6,064万4,782円、資本的収入で1億4,858万8,000円、資本的支出2億995万3,130円でございます。

続きまして、平成25年度中取得事業の内訳でございます。まず、国鉄・坊城線道路拡幅工事用地では、土地2筆796平方メートル、用地費は3,645万432円でございます。次に、尺土駅前周辺整備事業用地でも、土地2筆504平方メートルで、用地費が4,636万8,000円でございます。続いて、クリーンセンター建設整備事業用地では、土地1筆198平方メートル、用地費は1,199万9,570円でございます。次に、道の駅整備事業用地では、土地9筆で2,847.54平方メートル、用地費が4,809万7,091円でございます。次に、吸収源対策公園緑地事業用地では、土地8筆で4万2,990平方メートル、用地費が1,321万70円でございます。これは、裁判所により競売にかけられましたものを、入札により取得させていただいた用地でございます。以上、取得事業の合計は、土地22筆4万7,335.54平方メートル、用地費が1億5,612万5,163円でございます。

次に、売却事業の内訳でございますが、クリーンセンター建設整備事業用地では、土地1筆198平方メートル、売却原価は1,199万9,570円、売却収益も同額でございます。次に、道の駅整備事業用地では、土地9筆で2,847.54平方メートル、売却原価は4,851万3,961円、売却収益は4,899万9,095円でございます。以上、売却事業の合計は、土地10筆で3,045.54平方メートル、売却原価は6,051万3,531円、売却収入は6,099万8,665円でございます。

なお、平成25年度末の事業用総資産につきましては4億2,362万2,026円、損益計算は、事

業総収益が48万5,134円、事業外収益が11万8,031円、事業損失は13万1,251円で、経常利益は47万1,914円となり、当期の純利益は47万9,914円、準備金の合計は1億931万5,361円となりました。また、借入金につきましても、当期の増加額は1億4,858万8,000円、当期減少高は4,809万円となり、期末残高は3億1,136万8,000円となりました。

次に、8ページの方をお開きいただきたいと思います。平成25年度の収支計算書でございます。まず、収益的収入及び支出のうち、収入の部では、事業収益の公有地売却収益は決算額6,099万8,665円で、これは2ページで説明いたしました、公有地の売却収益の価格でございます。次に、事業外収益の受取利息が1,531円、この分につきましては、取り引きいたしております3つの金融機関からの利息分でございます。また、雑収益では11万6,500円で、駐車場の貸付料と電柱の占用料等で、これらを合計いたしまして、収益収入は6,111万6,696円でございます。

次に、支出のうち、事業原価の公有地売却原価は、決算額が6,051万3,531円で、これも2ページで説明いたしました公有地の売却原価の価格でございます。次に、一般管理費の経費では13万1,251円で、保有地の管理に関する費用等ございまして、これらを合計いたしまして、収益的支出は6,064万4,782円でございます。

次に、9ページの方に移ります。資本的収入及び支出でございます。まず、収入のうち資本的収入の借入金では決算額1億4,858万8,000円で、合計額も同額でございます。

次に、支出のうち、資本的支出の公有地取得事業費では、決算額1億6,186万3,130円、借入金の償還金につきましては、決算額で4,809万円、支出の合計は2億995万3,130円でございます。

次に、4ページの方にお戻りいただきたいと思います。開発公社の損益計算書でございます。平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間でございます。まず、事業収益の土地売却収益につきましては6,099万8,665円、事業原価の土地売却原価は6,051万3,531円でございます。また、事業総収益につきましては48万5,134円でございます。次に、一般管理費の事業損失は13万1,251円でございます。次に、事業外収益の受取利息は1,531円、次の雑収益の11万6,500円を合計いたしまして、11万8,031円でございます。したがって、計上利益は47万1,914円、当期の純利益も同額の47万1,914円でございます。

次に、5ページに移ります。公社のキャッシュフローの計算書でございます。平成25年4月1日から平成26年3月31日まで1年間の現金の動きをあらわしたものでございます。まず、1の事業活動によるキャッシュフローでございますが、公有地取得事業収入が6,099万8,665円、その他の事業収入が11万6,500円、公有地取得事業支出が1億6,199万4,381円の支出でございます。差し引きマイナス1億87万9,216円となり、これに利息の受け取り額1,531円を合計いたしまして、事業活動によるキャッシュフローはマイナス1億87万7,685円でございます。

次に、6ページに移らせていただきます。3の財務活動によるキャッシュフローでございます。長期借入れによる収入が1億4,858万8,000円で、長期借入金の返済による支出が4,809万円でございます。差し引き、財務活動によるキャッシュフローは1億49万8,000円で

ございます。

次に、4の現金及び現金同等物の増加額は、1の事業活動によるキャッシュフローのマイナス1億87万7,685円と、3の財務活動によるキャッシュフローの1億49万8,000円を差し引きいたしまして、マイナス37万9,685円となりました。5の平成25年度期首の現金及び現金同等物の残高は620万9,395円から、6の平成25年度期末の現金及び現金同等物の残高が582万9,710円となったわけでございます。

次に、3ページの方にお戻りいただきたいと思っております。平成26年3月31日までの貸借対照表でございます。まず、資産の部、流動資産の現金及び預金でございますが、582万9,710円でございます。代行用地では4億2,362万2,026円、流動資産の合計につきましては4億2,945万1,736円で、資産合計は同額の4億2,945万1,736円でございます。

次に、負債の部でございます。固定負債の借入金は3億1,136万8,000円で、大和信用金庫及び奈良中央信用金庫からの借入金でございます。未払い金では376万8,375円、固定負債の合計額は3億1,513万6,375円となり、負債合計につきましても同額の3億1,513万6,375円でございます。

次に、資本の部でございます。資本金の基本財産は500万円でございます。準備金で、前期の繰越準備金が1億884万3,447円、当期の純利益が47万1,914円、準備金合計といたしまして、1億931万5,361円でございます。また、資本合計につきましては1億1,431万5,361円で、負債資本の合計は4億2,945万1,736円でございます。

最後でございます。10ページの方をお開きいただきたいと思っております。平成25年度の決算意見書でございます。公社の決算につきましては、去る4月25日金曜日の午前11時から赤井、邨田両監事に監査を受けたところでございまして、いずれも適正と認めていただけましたことをあわせてご報告申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**西川議長** これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により報告のみでございますので、ご了承を願います。

次に、日程第4、報第3号から日程第6、報第5号までの報告案件3議案を一括議題といたします。

本件につき、提案者の説明を求めます。

市長。

**山下市長** ただいま議題となりました報第3号から報第5号までの3議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、報第3号、平成25年度葛城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてでございますが、本報告につきましては、地域循環型社会形成推進事業、国鉄・坊城線整備事業でございます。

地域循環型社会形成推進事業につきましては、継続費の総額が52億580万円、平成25年度継

続費予算現額といたしまして31億580万円、前年度よりの通次繰越額が5億7,100万円であり、支出済額が7億1,416万2,620円、差引額29億6,263万7,380円を翌年度へ通次繰越したものでございます。

また国鉄・坊城線整備事業につきましては、継続費の総額が9億4,715万6,000円、平成25年度継続費予算現額といたしまして4億7,176万3,000円、前年度よりの通次繰越額が2億432万2,328円であり、支出済額が2,218万4,339円、差引額6億5,390万989円を翌年度へ通次繰越したものでございます。以上2事業につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費繰越計算書を調整し、報告するものでございます。

次に、報第4号、平成25年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、本報告につきましては、昨年の12月議会及び本年の3月議会において設定及び追加いたしました繰越明許費、市勢要覧作成事業、子ども・子育て支援システム導入事業、保育所緊急整備事業、地域循環型社会形成推進事業、農業基盤整備促進事業、農地有効活用促進事業、道路新設改良事業、尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業、地域活性化事業、地域連携推進事業、吸収源対策公園緑地事業、公営住宅等ストック改善事業、當麻小学校南棟大規模改造事業、新庄中学校南棟西校舎及び屋内運動場大規模改造事業の15事業につきまして、翌年度への繰越額が決定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し、報告するものでございます。

最後に、報第5号、平成25年度葛城市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、本報告につきましては、3月議会において設定いたしました繰越明許費、流域下水道建設負担金につきまして、翌年度への繰越額が決定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し、報告するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

**西川議長** これより質疑に入りますが、本3議案については一括質疑といたしますので、よろしくお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本3議案につきましても、法の規定により報告のみでございますので、ご了承を願います。

次に、日程第7、承認第1号から日程第9、承認第3号までの専決処分の承認を求めることについての3議案を一括議題といたします。

本3議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

**山下市長** ただいま議題となりました承認第1号から承認第3号までの3議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市税条例の一部



を改正することについてでございます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、平成26年度課税分から適用すべき部分を改正することとなったため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容につきましては、1点目といたしまして、病院、旅館などの不特定多数の者が利用する、大規模な建築物等の耐震改修に対する固定資産税の税額の減額措置の創設でございます。平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、国の補助を受けて耐震改修工事を実施したものに係る固定資産税について、その旨を工事完了後3カ月以内に市町村に申告したものに限り、工事が完了した年の翌年度から2年度間に渡り、固定資産税の税額の2分の1を減額する措置を講ずることとしたものでございます。

2点目といたしまして、平成20年度税制改正において、公益法人制度改革に伴い移行された一般社団法人及び一般財団法人に対して平成25年度まで非課税対応となっていた固定資産が、平成26年度課税より非営利型法人の非課税措置の条件に該当する固定資産を除いて、基本的に全て課税となる改正でございます。

なお、本条例の施行日につきましては、地方税法の一部改正に合わせまして、平成26年4月1日から施行するものでございます。

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、平成26年度課税分から適用すべき部分を改正することとなったため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

改正内容につきましては、1点目といたしまして、後期高齢者支援金等課税額の所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合算限度額を14万円から16万円に、また、介護納付金課税額の合算限度額を12万円から14万円に引き上げるものでございます。

2点目といたしまして、低所得者に係る国民健康保険税の軽減措置の対象世帯を拡大するもので、2割軽減については軽減対象となる所得基準額を引き上げ、5割軽減については現在2人世帯以上が対象となっておりますが、単身世帯についても対象とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げるものでございます。

なお、本条例の施行日につきましては、地方税法施行令の一部改正に合わせまして、平成26年4月1日から施行するものでございます。

最後に、承認3号、専決処分の承認を求めることにつきましては、平成25年度葛城市一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

本案につきましては、職員の退職に伴う退職手当特別負担金の補正を行ったものでございます。新たに職員2名より平成26年3月31日をもって退職したい旨の申し出があり、同日付で退職となったことによるものでございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ277万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ191億3,394万7,000

円とするものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

以上でございます。よろしくご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

**西川議長** これより質疑に入りますが、本3議案につきましては一括質疑とし、委員会付託を省略し、討論、採決を1議案ごとに行います。

質疑はありませんか。

15番、白石君。

**白石議員** ただいま、承認第1号から第3号が上程をされております。いずれも専決処分をされておるわけでありまして、これらについては国の法改正に伴って専決処分をせざるを得ないということで、その処分そのものは認められるものと、このように考えます。

そこで、承認第2号の専決処分について若干お伺いをしておきたい、このように思います。

国民健康保険税条例の一部を改正すると、こういうことであります。それぞれ1つは賦課限度額を引き上げられる、これは国保税のうち、後期高齢者医療への支援分、介護保険への介護分であります。これらの増税が、影響額がどの程度になるかお伺いをしたいと思います。

もう1点は、これは所得の低い人たちへの国民健康保険税の軽減を拡大するということで、大いに歓迎できるものであります。5割軽減の拡大ということで、これまで2人世帯以上が軽減の対象であったものを、単身者も対象にしたということであります。さらに、軽減対象となる所得基準が引き上げられたということであります。2割軽減の拡大については、所得基準額が引き上げられたということで、高い国保税が、とりわけ所得の低い人たちに対して、軽減措置が拡大をされたということであります。

このことに影響される被保険者数、世帯、あるいはこの減税の額をお伺いしたい。さらに、このいわゆる賦課限度額の引き上げの増額と減税額によって、どの程度の増減税になるのか、全体としてどうなるのかお伺いをしておきたい、このように思います。

**西川議長** 市民生活部長。

**芳野市民生活部長** 市民生活部長の芳野でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの白石議員の質問にお答えいたします。

まず、国民健康保険税の税収面の比較でございます。最初に1点目の課税限度額の引き上げによります税の増額が、金額といたしまして145万5,151円の増額となります。世帯人数等の内訳といたしましては、医療分は限度額の改正はございませんので、影響はございません。後期高齢者の支援金分は、限度額の引き上げによりまして、改正前66世帯が改正後49世帯で17世帯減ることになりまして、税額が112万4,231円の税の増額となります。それから、介護分の限度額の引き上げによりまして、改正前21世帯が改正後15世帯になりまして6世帯減りまして、33万920円の税の増額となります。合わせまして、145万5,151円の税の増額となります。

続きまして、低所得者に係る保険税の軽減の拡充に係る影響額でございます。まず、医療費分といたしまして、1,087万5,900円の減額となります。支援金分といたしまして、223万6,400円分の減額となります。介護分といたしまして、117万4,260円となりまして、合計1,428

万6,560円の保険税の軽減の増となります。

しかしながら、保険税の調定額はその分減額ということになります。内訳といたしまして、医療費分でございますが、7割軽減は改正前と同じですので、特に変更はないんですけれども、5割、2割の軽減の拡充によりまして、先ほど申しました1,087万5,900円の内訳でございますが、均等割では690人がふえまして、平等割では306世帯がふえまして、合わせて、申しました1,087万5,900円の軽減でございます。後期高齢者支援金分では、均等割では同じ数字の690人ふえまして、平等割でも306世帯ふえまして、先ほど申しました223万6,400円の軽減となります。介護分では、均等割では204人ふえまして、平等割で146世帯ふえまして、金額でいいますと、先ほど申しました117万4,260円の軽減でございます、合わせて1,428万6,560円となります。

したがって、課税限度引上げによりまして145万5,151円の増額となりますが、低所得者に係る保険税の軽減によりまして1,428万6,560円の減となりますので、差し引き1,283万1,409円の保険税の減額ということになります。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 芳野部長から詳細にご答弁をいただきました。

増税分、減税分、合わせますと約1,283万1,000円の減税になると、こういうことであります。これは、高い国保税そのものの所得の低い人たちに対する減税措置であり、歓迎できるものでありますけれども、国保財政は、あるいは介護保険も含めてそうですけれども、大変厳しい状況になっています。

先ほど、部長は財源の算出基礎ということを行いましたけれども、そこまで詳しくはお答えいただかなくても結構でありますけれども、このいわゆる減税された、減額された財源、国はどのような補てん処置をされているのか。通常のとおりなのか、また違った形での補てんになっているのか、この点だけ伺いをしておきたいというふうに思います。

**西川議長** 総務部長。

**山本総務部長** 失礼いたします。総務部の山本でございます。

財源のことでございますが、国また県の保険基盤安定負担金ということで、そのように見込んでおるところでございます。国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1と、こういうことで見込んでおるところではございます。

以上でございます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 総務部長の方からご答弁をいただきました。

これは通常の財源措置ということで、市にとっては、やはり減額分4分の1の負担が増えているということだというふうに思います。この点については支出がふえるわけではありますが、減税額からすれば認められるものというふうに思います。

以上です。

**西川議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。  
それでは、日程第7、承認第1号議案に対する討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより日程第7、承認第1号議案を採決いたします。  
本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。  
次に、日程第8、承認第2号議案に対する討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより日程第8、承認第2号議案を採決いたします。  
本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。  
次に、日程第9、承認第3号議案に対する討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより日程第9、承認第3号議案を採決いたします。  
本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。  
暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前11時00分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
次に、日程第10、発議第6号、吉武昭博議員に対する辞職勧告決議についてを議題といた  
します。

本案につき、提案者の説明を求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡議員 ただいま上程いただきました発議第6号、葛城市議会議員吉武昭博氏に対する議員辞職  
勧告決議につきまして、その提案理由並びに決議の内容についてご説明を申し上げさせてい  
ただきます。

去る5月29日、吉武議員は奈良県青少年の健全育成に関する条例に違反をしたという容疑

により逮捕されたことはご周知のとおりでございます。容疑の内容は、18歳未満の者に対し、みだらな行為をした疑いがあると、このようにされています。供述では、本人は約2年前から県内の大型商業施設内でみずから声をかけて交際が始まり、本人が葛城市外で借りているマンションにその者を迎え入れたと、事実を認められています。が、みだらな行為をしたかどうかは覚えていないと供述をされています。捜査当局は勾留し、事情聴取をして、去る6月6日には更に10日間の勾留延長を実施し、取り調べを継続している状況でございます。

このような事象を鑑みて、葛城市議会としては、同じ議員として、容疑そのものがどのような理由があったにせよ、逮捕に至る本人の行動に対し、公人としてその倫理観、道徳心が大きく欠落していると思わざるを得ないわけでございます。葛城市民の期待を裏切る行為として、信頼を失った行動は、吉武議員が属する本葛城市議会としては決して看過できない事象でございます。

この決議を提出する、そのことについて協議をする、6月6日に開催をさせていただきました議会全員協議会においても多くの議論があり、容疑の段階で辞職を促すのはどうか、また、検察の捜査状況を考慮して判断してはどうかなど、慎重論もございましたが、この間の経過と逮捕に至る行動から見て、この決議案を賛同いただける多くの議員各位は、本人が猛省し、そして葛城市民から一日も早く信頼を回復するよう議員辞職を望み、決議に至ったところでございます。

それでは、勧告決議文、朗読をさせていただきます。

去る、平成26年5月29日吉武昭博議員は、「奈良県青少年の健全育成に関する条例」違反容疑で逮捕され、大きく報道されたところである。

この度の事象に対しては、葛城市民と葛城市議会との信頼関係を大きく失墜させ、その責任は重大である。

また、今回の事件は、一人の人間としても、ましてや市議会議員としてもその品格を疑問視されるに止まらず、市議会全体の品格と倫理意識が問われていると言っても過言ではない。まことに市議会としても看過できない事件である。そのために、市民の信頼を回復するという固い決意を示すことが強く求められており、一定のけじめをつける必要があると決意せざるを得ない。

吉武昭博議員、議員としてあるまじき行動を取られた故をもって、その責任の重大さを深く認識して、直ちに市議会議員を辞職することを強く求める。

以上、葛城市議会として吉武昭博議員の辞職勧告を決議する。

平成26年6月13日、葛城市議会。

決議文は以上でございます。

良識ある議員の皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**西川議長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、白石君。

**白石議員** ただいま朝岡議員から提案説明がありました、発議第6号、吉武昭博議員に対する辞職勧告決議について、若干の質疑を行いたいと思います。

平成26年5月29日、吉武昭博議員が奈良県青少年の健全育成条例違反の容疑で逮捕されたことは周知のことではありますが、現状は5月30日に送検され、20日間の勾留により、検察の取り調べを受けているという段階であります。拘留期限の6月18日になれば、起訴されるか、不起訴になるか、罰金に処せられるか、明らかになります。このような段階で、なぜあわてて6月6日付提出、辞職勧告案を出すのか理解できません。

そこでお伺いをいたします。

こんな早い段階で辞職勧告をした、そういう自治体、例があるのか、まず教えていただきたいと思います。

次に、辞職勧告決議の効力と、その有効期限についてお伺いをいたします。

3番目ですが、辞職勧告決議案が可決された後、本件はまだ検察による取り調べ中ですので、もし不起訴になった場合、あるいは起訴されて裁判となり、無罪判決が出た場合はどのように対処され、その名誉の回復を図るおつもりか、お伺いしておきたいというふうに思います。

最後でありますけれども、決議案の中身についてお伺いしておきたいと思います。決議案では、まことに市議会としても看過できない事件であるとして、「議員としてあるまじき行動を取られた故をもって」、このように書かれています。「議員としてあるまじき行動を取られた」と断言をしているわけでありますけれども、今は容疑の段階であるというふうに思いますが、このような言い回しはどのような事実をもって書かれたのか、お伺いをしたいと思います。

以上4点であります。

**西川議長** 7番、朝岡君。

**朝岡議員** ただいま上程いたしました勧告決議案について、白石議員から今ご質問がございましたので、私のわかっている範囲でお答えをさせていただきます。

まず、早い段階、この段階ですね、起訴、また不起訴、さらにまだ容疑がかかっているという段階で、取り調べ中の段階で、このような時期に勧告を出すという自治体があるのかということでございます。

仮にそういう自治体がないとしても、葛城市としては、やはり重大な、先ほど来申し上げていきますように、この逮捕に至るまでの経過を見ていると、葛城市民や葛城市議会に大きく失望感を与えたということは重大な事実でございます。

また、最近で申し上げますと、ある自治体は逮捕された翌日に議会運営委員会を開いて、全会一致で現職議員の逮捕に至る行動に対して辞職勧告決議を決められたという事象もございまして、当然これにはまだ、今言う検察の取り調べ中にもかかわらず、直近に定例会が控えておられましたようでございますので、臨時会まではお開きにならなかったようでございますが、時期的にはその後、その現職議員の方は略式起訴されて、それで辞職勧告決議を促

したことにより辞職をされたと聞き及んでいます。

ですから、時期的にはこの6月6日が早いのかとか、その段階で、まだ取り調べの段階でこのような決議をするということについては、今、私が申し上げました自治体の例から見ても、当然その内容はどうであれ、容疑の内容は別としても、今回のような、このような行動をし、やはり失望させるということに対して、十分私は早い時期に、一日も早い時期に葛城市議会としての一定の意思を伝えるべきではないかと、このように思って、この6月13日、臨時会のもとでこの決議を提出させていただいているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、有効性、いわゆる勧告決議をするということの効力、このようなご質問だったと思いますが、確かにこれは、議員というのは、先般の11月の選挙でありましたように、住民から選挙をされた、そしてまた、選挙された議員に対して辞職を求めるものでありますが、私たちにはその権限はない。もちろん、みずからからそのことに伴い、ご自身のみずから辞職をするということでございます。

ただ、有効期限というのは私もちょっと調べておりませんが、当然、次の議会までというのではなくて、我々は次の任期まで議会議員としての資格がございますから、自動的に失職するのは次の任期までとなると思いますので、仮にこの決議文の有効期限があるとすれば、任期期間中有効性があるのではないかなど。これはちょっと私の私見的な意見も含めてお伝えをしておきたいと思います。

あと、名誉を回復するというお話でございましたが、私は提案理由で申し上げましたように、容疑そのものについては、もちろん検察、警察が今後取り調べをすることによって、どのような罪になるのか、もしくは今、白石議員がおっしゃっているような判断になるのかということですが、先般から申し上げましたように、ご本人はもう既に交際を認め、なおかつご自身が借りておられるマンションに招き入れておられる、18歳未満の者を。また、その方から被害届が提出されている。このような事実を鑑みますと、やはりこの逮捕に至る行動自体が、住民の皆さんから大きな期待と負託を受けた、住民意思をしっかりとこの議場で伝えることが行政サービスにつながるという、その議員の意思決定機関に対する議員の1人としてふさわしい人物かどうかというのは、これは後々、その逮捕の容疑に警察、検察が判定を下すことであつたとしても、そのこと自体、容疑をかけられて逮捕されたこと自体、私としては辞職を促す十分な要素になるのではないかと。

ですから、確かに名誉を回復するという手段はないわけでございますが、十分私にご自身が猛省することによって、ご自身の人権も尊重されるのではないかとというふうに考えております。

最後に、この決議案の内容の中に、「議員としてあるまじき行動を取られた故」、このような表現はどのことをもって文章化されているのかと、こういう内容であつたと思いますが、先ほど来申し上げているようなことは、僕はあるまじき行動やと思っています。まして、奈良県青少年の健全育成に関する条例というのは多くの章から成り立ってまして、今、疑いがかけられているのは、この第34条の「何人も、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつ

な行為をしてはならない」。これは、今、容疑がかかっている、いわゆるそれに違反をしたのではないかと。この34条に対して容疑がかけられていると思いますが、私はその前に、この条例は、第4条にこのような文言がございます。「すべて県民は、青少年の健全な育成についての関心と理解を深め、それぞれの立場で青少年の健全な育成に努めなければならない」、このように条例では明記をされています。

さまざまな立場というのは、私どもにすれば、市民の代表である市会議員として、その倫理観、道徳心をもって青少年の健全な育成に努めなければならない、このように解釈を私なりにはおしておるわけですが、今、提案理由にありましたような、やはり覚えていないとはいえ、被害届が出ているし、ご本人は、いわゆる自分が市外で借りているマンションにその者を部屋に招き入れている、交際を続けています、こういうことを警察で証言しています。そういうこと自体、私は健全な育成に本当につながっているのか、こう思いますと、副議長としては「あるまじき行動を取られた」という表現になったわけですが。

答弁になりましたかどうかわかりませんが、私の私見的なことも含めまして、白石議員の質疑に対する答えとさせていただきます。

以上であります。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 提案者の朝岡議員からご説明いただきました。

まず、この早い時期に辞職勧告決議案を出した、そういう例があるのかという中で、ある自治体ということでご紹介をいただきました。これは多分、お隣の御所市の市議会のことを指しているんだらうと、こういうふうに思います。確かに、その翌日には全体協議会を開いて、全会一致で辞職勧告することを決め、実際に定例会において辞職勧告をし、それをもって議員は辞職をしたという経過があります。

しかし、ここで見落としとしてはならないことがあります。それは、早期にこういう決定をしたというのは、これはもうご承知のように、既にあと1人の議員が警察に逮捕され、有罪判決を受ける。この方は、辞職勧告をするまでもなく辞職をした。もう一方は、今回が2回目のことで、御所市は短い間に2件のこういう議員の不祥事があった。これは、当然、議会として対応するというふうに思います。

しかし、そういうことがあっても、辞職勧告し、辞職された人に対して、議会はどのように対応しているかといいますと、やはり釈放された後、本人を呼んで、その意思を確認、弁明の機会をやっぱり与えているんですね。確認をしているんです。そういう手続をきちっと踏んでいるわけであります。

今の状況というのは、まさに5月29日の新聞報道だけでその容疑があったと、その後の進展、この間、送検され、20日間勾留されるということになってきた、その中で、どのように推移をしているかということは、全く触れられていないわけであります。この点は、私は問題だ。5月29日、副議長の朝岡議員は、議長とも相談をし、一定の処分をすることになる、新聞社等、報道機関に対してこのように、もう既にそのときにこう言っています。議長も、事実なら市民への裏切り行為であると、辞職勧告をする考えを明らかにしたと、こういうこ



とが報道されています。まさにもう、逮捕され、容疑の段階で辞職勧告ありきでやっぱりやってきている。全く本人の意思を確認する弁明の機会も与えないで辞職勧告を提出する、これはお隣の御所市でもやっていないことです。しっかり本人の意思を確認し、弁明をさせて、その上で辞職勧告をしているのであります。この点を強調しておきたい、このように思います。

さらに、この勧告の内容そのものについてであります。内容というよりも、辞職勧告決議というものは、これは全く法的拘束力、強制力のないものであるということでありまして、今、有効期限が言われました。私見ということでありましてけれども、次の任期までということでありまして。ということは、3年以上任期があるわけですね。辞職勧告決議そのものは法的拘束力がない、強制力がないわけですから、本人が辞職をしないということになれば、議会活動をするということになれば、この効力は次の改選までということですよ。

じゃその間、決議がされたとして、可決されたとして、辞職しない、そういう議員に対してどのように対応されていくのかと。繰り返し繰り返し辞職を勧告するのですか。その点、どのように対応されるのか、その有効期限の間に、改めてお伺いしておきたい、このように思います。

そして、まだ起訴もされていない、18日に基本的には20日間の勾留期限が切れ、起訴になるか不起訴になるか、あるいは罪を認めて罰則になるか決まるわけですね。それも待たずして辞職勧告をする。不起訴になった場合はどうするんですか。これまた、裁判になって無罪になった場合はどうするのか。名誉回復はどのようになるんですか。吉武議員の人権はどのようにお考えか。この点も改めてお伺いしておきたい。

私は、29日に逮捕されて、翌日30日には高田警察へ行ってまいりました。県警の幹部にお会いして、これからどうなると、そういうことを聞いてまいりました。さらに弁護人の先生にもお会いをして、本人の意思はどうなのかということをお伺いしました。しかし、守秘義務がありますので、それは言えないことでありましてけれども、そのように訪問してきたということについてはお伝えをしますということでありました。

さらに私は、ご家族にもお会いをいたしました。ご家族は弁護人から逐一報告を受け、さらに家族は逮捕された当日、本人と面会をしています。その中で、どのように家族は言っているか。本人は否認をしている、やっていない、そして辞職するつもりはなく、議員活動を続けたい、このような意思であるということが言われました。もちろん、家族が言うことですから、100%そのまま丸のみすることはできません。

しかし、少なくとも私は、本人の意思、あるいは弁明する機会、やはりつくってやるべきではないのかということを感じているわけでありまして。この点、いかがお考えか。さきの質問とあわせてどのような、本人の意思を確認し、弁明する機会を持つというような考えを持たないで、そうした疑いの行動があったということをもって議員辞職勧告をするということに至ったのか。5月29日、その当日に言っているんじゃないですか。

私たちは、法や条例や規定に基づいて、議会の中で活動をしています。立法府の一員であります。立法府の一員が、疑いの段階で議員をやめるべき、全く意思も確認をしない、弁明

の機会も与えないで切り捨ててしまうということは、これは議会として自殺行為ではないのかというふうに思います。いかがでしょうか。

**西川議長** 朝岡君。

**朝岡議員** 白石議員の更にご質問がございましたので、私で答えられる範囲でお答えをさせていただきますと思います。

マスコミのその当日の会見につきましては、大きくそういうふうにお取り上げいただいておりますが、当然、この発言の前のくだりも後ろの表現もございまして、申し上げたように、私がマスコミからいろいろ意見を求められたときには議長ご不在でございましたので、議長とご相談をさせていただくという表現をしたところでございますので。ただ、確かにこういうような容疑をかけられているということ自体は、非常に議会の信頼を、市民から見て失墜をさせているということに対しては、やはり問題があるのではないかなど、このような表現をしたと記憶をいたしております。

いろいろおっしゃいましたけども、弁明の機会を与えないのかということですよ。白石議員は、個人的にということ、警察にも行かれ、弁護士にも会われ、ご家族にも会われたということで、市議会を代表して行かれているとすれば大変なことなんですけども、ご本人で行ったというんで、それはそれでよろしいんでしょうけども、お隣というか、私が1つ自治体の例を申し上げましたけれども、やはり容疑の内容が微妙に違うわけでございまして、やはりここに、提案理由にも申し上げましたように、被害届を出されて、それに対しては一定の事実は認められているということでございますし、再三申し上げますように、容疑で最終的にその罪については、これは警察と検察が決めることございまして、そのことを見定めてからこのような、いわゆる勧告決議を出すべきではないかというようなお考えなんでしょうけれども、葛城市民と市民の代表を、我々選挙によって選ばれた議会というのは、やはり皆さん方の大きな期待を裏切ったその行動に対して、やはり真摯に反省を促すということに対してはいち早くすべきではないかと、このように思いますし、人権のお話をされましたが、私は提案理由にも申し上げましたように、ご本人が猛省をされて、辞職をして、一定のけじめをつけられて、そしてまた、ご本人の努力でそのご自身のこれからの人生を歩まれること自体が、十分私としては人権を尊重して、私どもとしてはその決議を促すということに、私はなるのではないかなど、このように思っています。

いろいろとご苦勞をいただいているようでございますが、議長の許可を得て発言をしたいと思いますが、議長は弁護士さんとも、議会の代表として面談といいますか、連絡をされて、その後の弁護士さんとの対話については私も議長から聞かせていただいておりますので、これは公式的な発言で今、申し上げてもよろしいですか。

**西川議長** 結構ですよ。

**朝岡議員** 白石議員がおっしゃるように、ご本人に対しての事件の内容なり今後の検察の動きなり、こういった話については一切お答えはできません。ご本人の健康状態等については、元気で過ごしていますということしか申し上げられません。弁護士としては、お答えできる範囲はこれだけでございますということでございます。議会としまして、弁護士に一定の面談を

して、その後の経過も聞いた上での判断と私は思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

名誉回復については、再三申し上げますように、みだらな行為をしたということ、もしくはそういう行為があったということに対して、その容疑が、要は今の段階ではまだ容疑のかけられている段階だから、そのことに対して辞職勧告をする、そうじゃなかったらどうするとおっしゃいますけども、再三申し上げますように、容疑そのものの最終的な決定機関は警察、検察にあるわけで、私ら議会とすれば、そういう容疑をかけられて、ご本人がご本人の意思で招き入れたこと、また交際をされていること、そのこと自体が、先ほど申し上げているように、それぞれの立場、我々議会という立場で青少年の健全な育成ということに対して、私は疑問視をせざるを得ない。

これは、ご本人はしっかり供述をされているわけでございます。ですから、私はそのことをもってして、本人が一日も早く反省をして、議会の議員を辞職するということ自体が、ご本人の名誉を一日も早くご自身で回復することではないかなと。我々はそのことを議会で決議することで、今後のご本人の新たな人生のまた出発点になる、そのような私は機会を与えているのではないかな、このように思います。

それは確かに4年間の拘束力がありますから、ご本人がご本人の意思のもとで辞職をしない限りは、議場に登庁するわけでございます。議会としても登庁停止等の、そういう基準もあろうかと思いますが、やはり一般市民が、今後そのことに対して、また議会に対して、要望なり申し入れなり、そういうことをやはりされる機会もあるのではないかな。良識的な、それこそご自身の反省を促す、ご本人が反省をしている、こういう態度をあらわすのであれば、やはりしっかりとここはこの辞職勧告決議が採択されれば、その重要性、議会の意思でございますので、しっかりとご認識をいただいている、このように思っています。

よろしいでしょうか。

**白石議員** その有効期限が3年ちょっとぐらいあるじゃないですか。出てくることになれば、それに対してまた勧告をしていくんですか。

**朝岡議員** それについては私個人の意見では申し上げられませんので、やはり議員各位のご意見と、そのときの議長とのご判断になろうかと思いますが、葛城市民の皆さんがそのことについてどうおとりになるのかというのは、これから私も、皆さん、各議員には支持者もおられるようでございますので、議員それぞれの立場でそのご判断をされるのではないかなと、このように思います。これでよろしいでしょうか。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 最後であります。提案者の朝岡議員から改めてご説明をいただきました。

もう既に5月29日に逮捕された段階で辞職勧告をするんだという表明をし、議長と相談をして、一定の処分をしなければならぬというふうなことを言われているわけですよ。誰が、弁護人が議会からどういう状況ですかと聞いたって、そんな話できるはずがない。守秘義務以前の問題じゃないですか。

私たち議会議員は議案提案権を持っています。その提案に対して質疑をし、討論をし、評

決をする権利を持っています。このケースは、機関意思の決定ということで、葛城市議会の意思を決定することです。それらは、地方自治法や会議規則等にのっとって、法にのっとってやられる決議であります。それは、私はその決議に対して、効力はないにしても、大きな責任を負うというふうに感じています。だから、慎重にしなければならないというふうに考えているわけです。

ところが、全く本人の意思関係なし、弁明の機会もない、初日から辞職勧告だ、処分だ、これは私は信じがたいことだと思います。そして、これが可決され、もし不起訴になれば、あるいは裁判で無罪になれば、どのようにして名誉を回復するのか、そういう手だて、手段がないじゃないですか。我々にはないんです。そういうことをこの決議は、しかしやろうとしているわけですね。

そして、本人がやっていないと言って、議員をやめないと行って、議員活動をすると言っている。登庁停止といたしましたけども、こんなことは法的にできるはずもない。出てきたら、辞職勧告決議を連発してやるわけですよ。毎議会やるということになるんですか。こんなことできないじゃないですか。

私はいろいろ文献も、この間見てまいりました。その文献、これは『地方議会実務講座』という文献で、西村弘一さんが編集し、野村稔さんが著作をしています。この西村弘一さんは、京都府議会の事務局長をされ、京都の町村会議長会の事務局長、さらに今は全国町村会議長会の講師をされている。著作された野村稔さんは、全国都道府県議長会に籍を置いている人です。

この方の文献ではこう書かれています。行政実例は、議員辞職勧告決議について、機関意思の決定としての決議としても適当でないと、行政実例は述べていると、こう書いています。そして、議会が辞職勧告決議を可決しても、当該議員が辞職しなかった場合、決議が無視されることになり、この結果、議会の権威や名誉が低下をする。さらに、辞職勧告決議案が刑事事件に関連して提出された場合、議決案を可決した後、無罪の判決が出たときは名誉回復の手段がない。さらにどういっているかといいますと、住民から選ばれた議員が住民から選ばれた議員を辞職勧告し、やめるようにする。議員にはそのような権限はない。この権限があるのは、唯一住民の判断にあると、このように述べています。

さらに、議員の任期は地方自治法で4年と保障されており、議会の過半数決議で辞職を迫ることは、これは認められないことだと。さらにこう書いていますね。国会でも議員辞職勧告決議案が提出された事例があるが、いずれも審議未了になっている。衆議院では議員辞職勧告決議案を付記された議院運営委員会が参考人を招いて、決議案の性格や決議に関することの是非等について意見を聞いた。昭和57年7月6日ほかと書いてあります。聞きましたが、辞職勧告決議をすることはなじまないとする意見が大多数であったと、このように書いて、この辞職勧告決議については多くの問題点がある、このように指摘をしているところでありました。

私は、少なくとも18日です、20日間の勾留期限が切れるんですね。そうすれば、不起訴になれば、あるいは起訴されたとしても裁判になる、罪を認めて罰金刑に処されても、本人が

釈放され、本人の意思を確認することはできないですか。弁明をさせることができる  
できないですか。何でもう5月29日、逮捕された段階から辞職勧告決議なのか、全く理解で  
きない。時期尚早であると言わざるを得ない。

私は、議会外の議員の言動について、何ら議会が処分する規定がない。ないからには、こ  
の辞職勧告決議も、やはり否定できないと思っています、それはね。しかし、それはやはり  
本人の意思や弁明や、そういう警察や検察、裁判の手續の段階を慎重に踏まえて、やっぱり  
対応するべきだということを思います。

以上、質疑を終わっておきたいと思います。

**西川議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

9番、藤井本君。

**藤井本議員** ただいま上程をされております発議第6号、吉武昭博議員に対する辞職勧告決議につい  
てに対しまして、反対の討論をいたします。

一言で言いますと、きょうという、この時期が適切ではないというふうに考えております。  
確かに、逮捕され、私自身を含めまして、市民の皆様を猛烈に、強烈に驚かせたのは事実で  
あります。

しかし、現在は取り調べというものを目的に勾留をされており、内容というのは新聞等で  
の理解にとどまっているところであります。先ほど初めて知りましたが、副議長のお話にあ  
りましたように、議長が弁護士の方にお尋ねいただいて、新たな情報として、健康でおられ  
るんだということしか聞けないということは、新聞、そのもの以降の新しい情報というもの  
は何も入っていない。新聞等での理解に私たちもとどまっているところであり、詳しい全容  
というものは誰も確認ができない状況の中にあるわけであります。

そういった中で、こうしてこのように議会の意思決定という目的で、辞職勧告案が提案さ  
れたわけです。この辞職勧告案の性質というものは、可決しても法的な拘束力がない、拘束  
できないというふうにされています。しかしながら、そんな簡単なものでなく、我々まちの  
条例をつくる議会というものの中で、推定や予想だけで、軽く決議をしてしまう、歴史に残  
るものでもあるのではないかな、このように思っております。

先ほど、事例ということで、質疑の中でございました辞職勧告案の事例というもの、多分  
提案者と同じところのことをいっているのものであらうと思っておりますけれども、その事例を見ても、  
本人の弁明、また説明を聞き、慎重に取扱いをされている。それが重要だというふうに、私  
自身も思っております。そんなに数カ月もかかるとかいう問題でもございません。その機会  
というものを待って、その機会を与えるべきというふうに考えておるところでございます。

はじめをつけようということを出す、この辞職勧告案に、私は少し、そういった意味での  
はじめが欠けているのではなかろうかというふうに考えておるわけでございます。どうして

6月の定例会をあと6日後に控えたきょうに、臨議会まで開いて辞職勧告をしようとするのか。そこに何の目的があるのか、理解しようもしいところでもあります。

時間はそんなにかからないでしょう。しかしながら、今後いろんな結果の可能性というのは考えられます。起訴によって罪というものが具体化、また確定に近づいていくなれば、私は葛城市にあります葛城市政治倫理条例に基づき、政治的な責任を追及すべきであろうかと、このように思っております。今出されております地方自治法にもない、拘束力もない、辞職勧告案にとどまることなく、そういった決意で臨んでまいりたい、このようにも考えております。この葛城市政治倫理条例には、市長や、また我々議員はこうあるべきだ、こういうことはしてはならない、このようなことが具体的に書かれておるわけでございます。この機会に、私はこの政治倫理条例というものが形式条例や作文条例に終わることのないように、働きかけ、行動をとってまいりたい。そうでなければ、市民に申しわけないと、このように考えております。

以上、反対討論といたします。

**西川議長** ほかに討論はありませんか。

10番、吉村君。

**吉村議員** ただいま上程の発議第6号、吉武昭博議員に対する辞職勧告決議についてにつきまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の吉武議員の事件に関しましては、マスコミで報道されていますことが事実であれば、大変な問題であります。しかしながら、今現在のところ、17歳の女子高生とその母親が警察に訴え、それを受けて、吉武議員は取り調べを受けている、そういった段階にあります。

先ほどから言われていますように、容疑での逮捕後、48時間の拘束の後、検察庁に送検され、10日間の勾留、そして更に10日間の勾留延長になっています。この勾留期限の今月18日には、何らかの進展があるというふうに考えます。

先日の議会全員協議会でも言いましたけれども、この臨時会を開いて、軽々に議員辞職勧告の決議案を提出するのではなく、何らかの判断ができる進展があり、かつ本人の弁明の機会も与え、それから議会としての結論を出すべきであると考えます。こういった事象につきましては慎重にし、結果によっては人権侵害の恐れもあるということも考慮しなければならないと思います。

いずれにしましても、今回の辞職勧告決議案に同意するには、あまりにも判断材料に乏し過ぎるという点におきまして、本決議案に対しましては反対とさせていただきます。

**西川議長** ほかに討論はありませんか。

6番、岡本君。

**岡本議員** 今、上程になっております発議第6号、吉武昭博議員に対する辞職勧告決議について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

皆さんもご存じのように、5月30日に新聞で大きく報道されました。現在、取り調べのための勾留中であるというふうに聞いておるところであります。期限は6月18日までというふうに聞いております。

現在、まだ起訴もされていない、本人も否認しておる、こういう状況であるということでもあります。この段階で辞職勧告するというのはいかななものかというふうに考えます。

先ほど話に出ていますように、まず本人の弁明の機会を与えるということが大事ではないかなと思いますし、もし本人が事の重大性に鑑み、辞職願を提出しない、このような場合につきましては、当然、辞職勧告決議案を提出したらいい、このように私は思っているわけでございます。それと、白石議員がおっしゃいましたように、私も個人的に警察なり弁護士なりの方とお会いをさせていただきましたけれども、今、詳しい情報は入ってこない、本人は否認している、こういうふうな報告しか聞いておらないわけでございます。

現段階で、今言いましたように、はっきりしたものがないという状態の中で、先ほど言いましたように、勾留されているという、そんなふうな状態であります。

それと今、裁判になるかどうかということも不明であるというふうな状態でございます。また、議会の権限というのを判例集で見ますと、一番大事なことは、先ほど白石議員がおっしゃいましたけれども、いわゆる辞職勧告決議案が刑事事件等に関連して提出された場合、決議案を可決した後、無罪の判決が出たときは、名誉回復の手段がない、人権の問題にも連動しますよということを指摘されておるというふうな判例も出ているわけでございます。

このような状況の中で、私は、なぜ今急いで臨時会までをして開催をするのか、あるいはまた、6月19日から始まる6月議会、先ほど言いました、6月18日に期限が切れるということですので、何らかの判断ができるんじゃないかなと。その時期にしてはどうかかなということも考えておるわけございまして、今現段階で辞職勧告決議案を提出するというのは時期尚早ではないかなというふうに考える次第です。

以上です。

**西川議長** ほかに討論はありませんか。

11番、阿古君。

**阿古議員** 私も、吉武昭博議員に対する辞職勧告決議案に反対の立場で討論をさせていただきます。

私たちは、地方とはいえ議会です。議会というのは立法府であり、法律をつくる場所であります。また、法治国家では人権を守るために、いろんな考え方があります。例えば、裁判中の方にその判決が出るまで推定無罪という立場をとるのが、その訴えられた人に対する人権を守るためであります。今現在、吉武議員は17歳の女性とその保護者の方から訴えられて、今その訴えに沿って、警察、検察で取り調べを受けている真っ最中でありまして。聞こえてくる声でありまして、本人は事実を否認しております。

その段階で、まだ起訴されないかもわからない、その事実が何なのかも見えない、その段階で、なぜ立法府である、法律の心を守る我が議会が、どうしてそんな議案を提出して、決議をすることができるのでしょうか。私は、むろん議員がそういう立場になられても、同じことを申し上げます。

どうか慎重に、議員として、議会人として慎重な判断を私は望み、この議案に反対させていただきます。

以上です。

**西川議長** ほかに討論はありませんか。

15番、白石君。

**白石議員** 質疑の内容で、私の本辞職勧告決議案に対する所見は明らかだというふうに思いますけれども、若干の討論をしてみたい、このように思います。

お隣の御所市でも大変な事件が相次いで、辞職勧告をし、議員がみずから辞職をする、こういうことがありました。しかし大事なことは、ちゃんと議員を呼んで説明をさせ、弁明をさせた上で、やはり辞職勧告をしているわけですね。これは本当に道理あるやり方だと、このように思います。

私は、先ほど申しました、18日には20日間の勾留期限が切れます。それまでに起訴か不起訴か、罪を認めて罰金に処されるのかわかります。それをもって、やはり対応すべきではないのかというふうに思います。私は、先ほど申しました、議員に対する処分については、議会内での、委員会内では無礼な発言等に対して懲罰を課することができるけれども、議会外の言動に対しては、そういう懲罰、処分をする規定がないですから、やはり法的に疑義があっても、議会の意思決定として辞職勧告決議をすることは、これはありだと思っています。

しかし、やはり議会の意思決定というものは重たいものがあります。そういう件からしたら、私は現状ではどうていこの辞職勧告決議は認められないし、時期尚早だと思いますし、でき得るならば、18日以降改めて提案する、本義案については撤回をするということを求めて討論を終わっておきたい、このように思います。

**西川議長** ほかに討論はありませんか。

2番、内野君。

**内野議員** ただいま上程の発議第6号、吉武昭博議員に対する辞職勧告決議について、賛成の立場から討論させていただきます。

私は先月5月29日、一報を聞き、耳を疑いました。いや、うそであってほしいとも思いましたが、間もなく夕方のニュース、またあくる日の新聞各社の記事を読み、大変遺憾に思いました。ともに昨年10月には初当選させていただいた同僚議員としては、非常に信じがたいものでございました。

また、連日の市民の方から不安の声が寄せられ、市議会の信頼関係は損なわれたと感じるものでございます。逮捕という、この事実に対して、吉武議員には一定のけじめをつけることこそが、早急にとるべき姿勢だと思います。娘を持つ母親といたしましても、日々の娘の安全を願って過ごしておりますが、被害女性の立場を思うと、吉武議員に対し、温情をかけるべきものではないと、このように思います。

したがって、私は辞職勧告決議案に賛成させていただきます。

**西川議長** ほかに討論は。

3番、川村君。

**川村議員** ただいま上程されております発議第6号、吉武昭博議員に対する辞職勧告決議について、賛成の立場から討論させていただきます。

このたびの辞職勧告の大きな理由は、まず、吉武議員は葛城市の市議会議員であるという



ことであります。議員は謙虚でなければならない、多くの市民に期待され、その代表として、市政の発展と市民の福祉向上に向けて全力を傾注しなければならない、重要な責務を有する議員がこのような事態を引き起こしたことは、まことに遺憾であります。政治倫理の確立が叫ばれている今日、このような騒ぎになったこと自体が市民の負託を受けた葛城市議会の信頼を大きく失墜させるものであります。

逮捕されて2週間が経過しています。これまでの反対討論を伺いますと、人権はどちらにも向けられたのでしょうか。現在も勾留中とのこと。部屋には入れたが、みだらな行為をしたか覚えていないと否認していると、一連の報道で知りました。市民の方も同じことを聞いています。先ほど、白石議員は「やっていない」、そういう言葉でおっしゃっておられました。私はこの言葉で終わっております。本当にこの言葉に対しては、実はとても残念でございました。吉武議員は、どこかでたまたま遭遇した事故に遭ったのでしょうか。ここにみずからからという部分は決してなかったのでしょうか。一緒に葛城市をよくしようと、ともに意気込んだ仲間でありました。私も1人の女性として会って、「吉武君、覚えていないの」と問いたい気持ちです。我々としても、絶対やっていないと言ってほしいところです。どうして覚えていないという言葉を使うのか。私自身も、本当に胸が締めつけられる思いがいたします。葛城市の1人の議員としてどうなのか。それを言いたい気持ちでいっぱいでございます。

この年ごろの女の子を持つ母として、また、被害者だったら、複雑な思いで考えてみました。昨今の青少年にかかわる事件を見ますと、弱い立場になる女性や子どもが巻き込まれている事例が多くなっています。見守り強化を促す社会の取り組みには、特に議員としても使命を持つ、また当然ながら、その自覚を持たなければならないのです。容疑が確定していない、これは承知でございます。葛城市がこんなにもイメージを悪くし、市民の皆さんを騒がせ、信頼をなくし、ご心配また憤りを感じさせること自体に、議会としては辞任勧告をするのが当然のことです。

辞職勧告は法的に効力があるものではありませんが、吉武議員が社会的責任を真摯に受けとめ、みずからの議員の職を辞することを求めたいと思います。

**西川議長** ほかに討論はありませんか。

8番、西井君。

**西井議員** 私は、まずこのような事件に、被害者及びご家族の方々にお見舞いを申し上げますとともに、葛城市民にも大変ご迷惑をおかけしましたこと、同じ葛城市議会議員といたしましておわび申し上げます。

ただいま議題となっております議員辞職勧告決議につきまして、賛成の立場で一言申し上げます。

5月29日、事件の報道以来、既に半月が過ぎました。その間、市民の皆さんは、議会は基本的に悪いことをした、ないしは逮捕された人について、どのように判断する能力がないんかと、またこのような事件を起こして、議会として平気か、いろんな、さまざまな住民の批判をたくさんお伺いするわけでございますが、私はただいま議会といたしまして、退会のけ

じめの機会をお願いし、早々に本決議案を提出いただきました朝岡議員及び賛同者に敬意を表し、簡単ですが、この議案に賛同者がたくさん出ることをお願いいたしまして、賛成の立場の討論といたします。

**西川議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第6号議案を採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**西川議長** 起立多数であります。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆さんには慎重にご審議をいただき、また、格別のご協力によりまして、議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これを持ちまして本臨時会を閉会するわけですが、19日より6月議会定例会も控えておりますので、引き続きご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

**山下市長** 臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、開会いたしました平成26年第1回葛城市議会臨時会の日程を終えていただき、閉会の運びとなりました。提案をいたしました議案につきましては、慎重にご審議を賜り、承認をいただきましたことに対しまして、心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、先ほどの議論の中で、吉武議員に対する辞職勧告のために臨時会を開いたというような発言がございましたけれども、これは間違いでございまして、我々としては処理をしなければならない案件を議会にいち早く提案をし、可決をしていただくために臨時会の招集をお願いさせていただいたところでございますので、誤解のないようにしていただきたいというふうに思います。

今般、吉武議員の辞職勧告という決議が出されたわけですが、私も5月29日にその報を聞き、大変に驚き、うそであろうというふうに思っておりましたけれども、報道の内容の事実を聞いたところ、先ほどからの議論がございましたけれども、罪の有無はともかくとして、葛城市民から選ばれた議員、公職にある者が、葛城市の信用を著しくおとしめる結果になったことは、市を代表するものとして大変に遺憾であるというふうに表明をさせていただくと同時に、市民に対しまして深くおわびを申し上げる次第でございます。

一度なくした信用というのは、なかなか取り戻すことができませんけれども、先達が1つずつ積み上げてきていただいたものが瓦解をいたしました。これを市民の皆さん方や、また議会の皆さん方とともに、また一から積み上げていくべく、これからも努力をしてまいりたいというふうに思いますので、深いご理解をいただき、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、今後とも皆様方には市政運営へのご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

**西川議長** 以上で平成26年第1回葛城市議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午後 0時14分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長      西 川      弥三郎

署 名 議 員      内 野      悦 子

署 名 議 員      白 石      栄 一